

消費者の相談体制の整備事業を行う補助事業者の募集についての公示

平成 28 年 5 月 12 日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

平成 28 年度住宅ストック維持・向上推進事業のうち消費者の相談体制の整備事業を行う補助事業者の募集について公示します。

1 事業概要

(1) 事業名

消費者の相談体制の整備事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅ストック維持・向上促進事業のうち消費者の相談体制の整備事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備することを目的とする

(3) 事業内容

住生活に関するニーズを一元的に受け、専門家が連携して多様な消費者のニーズに対して的確に助言・提案を行うサポート体制の整備を行う事業

(4) 事業期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。

平成 28 年 6 月中旬 ～ 平成 29 年 3 月 24 日

2 補助対象事業者及び補助対象事業の要件

本補助事業の対象は次の事業であり、事業の提案にあたっては、①～⑦に記載する要件を満たすことが必要です。

- ① 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- ② 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- ③ 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 消費者相談窓口の機能を充実する観点から、住宅に関する一元的な窓口として、複数の専門家が連携し多様なニーズに対して適切に助言・提案を行うサポート体制を整備する事業であること。
- ⑤ 補助期間終了後も事業が持続的に実施できる見込みがあること。
- ⑥ 既往の取り組みや事業に対して新規性を有していること。

⑦ 補助対象は、消費者の相談体制の検討・整備・普及に要する経費及びサポートの実施に要する経費（住生活に関するニーズを一元的に受け、専門家が連携して多様な消費者のニーズに対して的確に助言・提案を行うサポート体制の整備を行う事業）のみとする。

3 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

(イ) 説明書の交付期間

平成28年5月12日から平成28年6月3日まで

(ロ) 説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、または電子メールにより交付

(ハ) 提案書の提出期限

平成28年6月3日18時00分まで（必着）

(ニ) 提案書の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 吉原

電話 03-5253-8111(内線 39446)

(2) 提案書の提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

4 審査方法

提出された提案書等について、書類審査等の審査を行い、選定基準の項目の評価の高い者を採択する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、提案書の返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。